

○芽室町中央公民館の設置及び管理条例

昭和56年3月26日条例第28号

改正

平成4年1月30日条例第20号

平成12年3月10日条例第7号

平成15年3月26日条例第35号

平成15年12月24日条例第69号

平成17年10月4日条例第29号

平成24年3月21日条例第18号

令和元年8月21日条例第21号

令和3年12月2日条例第27号

令和4年3月3日条例第6号

芽室町中央公民館の設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、芽室町中央公民館の設置及び管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町民の生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与するため芽室町中央公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町中央公民館

位置 芽室町東3条3丁目1番地

(職員)

第4条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

(管理の代行)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公民館の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 公民館の施設及び設備の維持管理
- (2) 第7条の使用の許可
- (3) 使用料金の収受に係る業務

(4) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める業務
（開館時間及び休館日）

第6条 公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前9時から午後10時
休館日	毎月第1日曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用の許可）

第7条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、公民館の運営管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の不許可）

第8条 指定管理者は、公民館の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 秩序を乱し公益を害するおそれのあるとき。
- (2) 建物及びその備付物件をき損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他公民館の運営管理上適当と認め難いとき。

（使用料）

第9条 公民館の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、備付物件等の使用料の額は、委員会が別に定める。

2 第7条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条 町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除するものとする。

2 前条の使用料は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき。
- (2) 第13条第3号により使用の許可を取消したとき。
- (3) 使用日の前日までに使用許可の取消し又は変更の申し出があつて、委員会が相当の理由があると認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、公民館の使用許可を受けた目的以外に使用しその全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取消することができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は公民館の運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 第8条第1号又は第2号に該当すると認めるとき。

(原状の回復)

第14条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第15条 使用者は、故意又は使用者の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委員会による管理)

第16条 第7条、第8条及び第13条の規定は、指定管理者に代わつて、委員会が公民館の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条、第8条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和56年規則第12号で昭和56年10月1日から施行)

附 則（平成4年条例第20号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第7号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第13条の規定により公民館運営審議会の委員に委嘱されている者は、改正後の条例第13条の規定により公民館運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第13条の規定により委嘱された日から起算する。

附 則（平成15年条例第35号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例第13条の規定により公民館運営審議会の委員に委嘱されている者の任期は、平成15年5月31日までとする。

附 則（平成15年条例第69号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の芽室町中央公民館の設置及び管理条例第5条の許可を受けている者は、改正後の芽室町中央公民館の設置及び管理条例第7条の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年3月21日条例第18号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月21日条例第21号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年12月2日条例第27号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日条例第6号）

この条例は、令和4年3月3日から施行する。

別表（第9条関係）

中央公民館使用料

区分		基本使用料 (1時間につき) (円)
1階	展示ホール	760
	大ホール（ステージ付）	1,370
	ステージ	450
	リハーサル室	290
2階	講堂	1,050
	研修室	290
	会議室1	150
	会議室2	290
	図書資料室	290
3階	和室	290
	視聴覚室	450
	美術工芸室	290
	調理実習室	610

備考

(1) 営利を伴う催し物等で使用する場合は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。

芽室町民、芽室町内業者 5割

芽室町民以外 20割

(2) 大ホール（ステージ付）を準備、練習等のため使用する場合は、基本使用料の3割とする。

(3) 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

(4) 1時間未満の使用は、1時間とする。